



2023年10月4日

各 位

会社名 中国電力株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中川 賢剛
(コード番号 9504 東証プライム)
問合せ先 監査等委員会室 (法務運営・業務監査グループ)
マネージャー 石井 秀治
(TEL 082-544-2920)

旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起について

当社は、本年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受領しました（本年3月30日「公正取引委員会からの排除措置命令・課徴金納付命令の受領について」にて、開示済み）。

これに関して、本年6月、当社の個人株主20名から当社監査等委員宛の「責任追及等の訴え提起請求書」を受領したこと（本年6月8日「株主からの提訴請求について」にて、開示済み）から、提訴請求を受けた現旧取締役22名について、責任追及の訴えの提起の可否を検討した結果、当社監査等委員会は、旧取締役3名に対して責任追及の訴えを提起することを決定しました（本年8月3日「現旧取締役に対する株主からの提訴請求への対応について」にて、開示済み）。

当社は、本日、当該旧取締役3名に対する損害賠償請求訴訟を広島地方裁判所に提起しましたので、お知らせします。

以 上

- ・別紙：損害賠償請求訴訟の概要

損害賠償請求訴訟の概要

1. 提訴日

2023年10月4日

2. 提訴裁判所

広島地方裁判所

3. 原告

中国電力株式会社（代表者：取締役監査等委員 田村 典正）

（注）会社法の規定により、本訴訟は監査等委員が会社を代表します。

4. 被告

清水 希茂 氏、渡部 伸夫 氏、瀧本 夏彦 氏

5. 損害賠償請求額

金 5,992 万 6,297 円およびこれに対する遅延損害金

（注）上記請求額は、各被告に対して、連帯して支払いを求めるものです。

また、今後、新たな損害が確定した場合には請求の拡張を行います。

6. 請求の原因

公正取引委員会から受領した独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が、現時点において法律上有効であることを前提とすれば、同委員会が認定した違反行為が行われたとされる当時（2018年11月～2020年10月）において、清水 希茂 氏^{（注1）}、渡部 伸夫 氏^{（注2）} および瀧本 夏彦 氏^{（注3）} には、取締役としての法令遵守義務違反、監視監督義務違反および内部統制システム構築運用義務違反があったと判断しました。

具体的には、3氏は、当時、法令に違反する行為に直接関与していたこと（法令遵守義務違反）、3氏（取締役）相互もしくはその使用人の行為を是正・制止するための行為を取っていないこと（監視監督義務違反）、およびそれらの行為を防止するための具体的な内部統制システムの構築・運用が不十分であったこと（内部統制システム構築運用義務違反）が挙げられます。

したがって、これらの義務違反により当社が被った損害について損害賠償請求を行うものです。

注1 当時、代表取締役社長執行役員

注2 当時、代表取締役副社長執行役員 販売事業本部長（ただし、2019年6月退任）

注3 当時、取締役常務執行役員 経営企画部門長（ただし、2019年6月からは取締役常務執行役員 販売事業本部長、2020年6月から代表取締役副社長執行役員 販売事業本部長）

なお、当社は、公正取引委員会からの排除措置命令等に対し、取消訴訟を提起しており（本年9月28日「公正取引委員会からの排除措置命令・課徴金納付命令に対する取消訴訟の提起について」にて、開示済み）、将来においてその全部または一部について取り消される可能性があるため、取消訴訟の結果によって、本訴訟における訴訟上の主張を撤回または変更することがあり得ます。

以上